= 連載・大学分科会の審議経過について =

第五期・中央教育審議会大学分科会の審議経過と更に検討すべき課題につい 7

文部科学省 高等教育局 高等教育企画課 高等教育政策室 専門職 越 政樹

の具体化に引き続き取り組むことが求められるとしている。まえながら、大学の教育と制度を不断に検証していくことが求められる。質保証・向上への取組については、そのような国際的な文脈を踏まえることが求められる。 大学教育のグローバル化への対応に関し、検討を要するうな国際的な文脈を踏まえることが求められる。 大学教育のグローバル化への対応に関し、検討を要する大学教育のグローバル化への対応に関し、検討を要するが求められる。

(三) 大学教育のグローバル化に関する課題

る。

今回は前回に引き続き、「審議経過」の要点を紹介す

グローバル化が進展する中で、諸外国の大学や大学団体討課題 お学教育のグローバル化への対応に関する更なる検

(検討すべき課題例)

ように、アジア域内での政府、質保証機関、国際機・日中韓三カ国による質保証の取組の促進に見られる○大学教育に関する国際的な連携の一層の促進

○我が国の大学の国際展開関等との様々な連携の一層の促進

の日本での進路拡大を組織的に支援。 を企業が連携して、外国人学生の卒業後・修了後 を企業が連携して、外国人学生や就職事情に関する

していくための課題整理。例えば、・我が国の大学が、国内外に開かれたシステムに転換

・教職員の採用の取扱いをはじめ、その流動性を高

学生の入学受入れにおける取扱い、

系の整備・充実)。 計画的な履修方針に基づく授業科目名及びその体体系性・一貫性ある学位プログラムの確立(例:

更なる促進方策の具体化。一六)により可能となっており、その現状を整理し、一六)により可能となっており、その現状を整理し、また、海外に学部等を設けることが設置基準改正(H

ら、国内外への情報の公表と発信に積極的に活用し極的に展開されており、こうした取組も踏まえながをはじめとするウェブによる国際的な教育活動が積国内外の大学では、いわゆる「オープンコースウェア」

ていくこと。

行の設置基準の在り方。 関連して、通学制と通信制を分けて規定している現

し、以下の汀~⑸の課題について、順次、具体化すること海外の大学とのダブル・ディグリーを含む教育連携に関(2)海外の大学とのダブル・ディグリー等の対応

(検討すべき課題)

が必要であるとしている。

(イ) ダブル・ディグリーに続いて、今後、ジョイント・まえ、大学団体や評価機関による自主的・自律的な質保証活動の進展(海外の大学との教育連携のうち質保証活動の進展(海外の大学との教育連携のうち質保証活動の進展(海外の大学との教育連携のうちでよる認定(海外の大学との教育連携のうちでは、大学団体や評価機関による自主的・自律的など、対している実態を踏

能となるような制度的な対応の検討。

ディグリー

(複数大学が連名で学位記を授与)が

(検討事項例)

大学設置基準をはじめとする関連法令の規定の在

り方、

(ウ) るためコースワークの充実等)を踏まえて検討。 観点から、 なく、大学院教育の改革の動向(教育の実質化を図 一〇単位から一五単位に引き上げるよう検討! その際、大学教育のグローバル化への対応だけで 教育課程、 大学院でのダブル・ディグリーのさらなる推進 修士・博士課程での単位互換の上限を 単位、学位等に関する取扱い、 0

2 機能別分化と大学間連携の促進について

機能別分化の促進

況、 ル、ナショナル、ローカルの各段階の多様なニーズに対応 る観点から、機能別分化に関する検討を進める必要がある。 した教育研究活動を展開しており、そうした取組を支援す 各大学は、地域・学問分野の特性や、学生・教職員の状 地域や社会からの要請と期待に応えるため、グロー

、検討すべき課題

○各大学の教育研究の状況(プロファイル)の可視化 各大学が、学生や社会のニーズにこたえるために、

> 色に配慮しながら、情報を公表する仕組みが整備 して、個性・特色がどう具体化されてい どのような機能に重点を置いているか、その結果と れており、そのような観点への配慮 やすく示す仕組み。諸外国では、各大学の個性 るか分かり 一特

・諸外国からの我が国の大学への関心の高まりにこた ○機能別の評価の導入と、そのための観点・指標の開 えられるように、各大学の取組を海外に発信する工夫。

発

認証評価や国立大学法人評価等をはじめとする、様 踏まえ、機能別の評価に当たっては、「将来像答申」 彩なものとして表現されるものであり、このことを 教育研究活動として具体化される際には、極めて多 ことを意味するものではなく、大学の個性・特色が、 機能別分化の考え方は、大学が七つに種別化される 負担も踏まえながら、その具体的な検討。 な評価があることを踏まえ、 図るようにし、また、大学・評価機関における業務 評価制度全体の調和を

機能別の評価の導入に際しては、たとえ類似の機

の七つの機能に限らずに検討。

に重点を置いた大学でも、具体的な教育研究活動と

えること。 定され、そのような各大学の個性・特色を十分踏ましては大きく異なるものとして表現されることが想

(二) 大学間連携の促進

間連携の一層の促進方策を検討する必要があるとしている。めの枠組が整備されており、それらを生かしながら、大学ムが各地に整備されるとともに、大学間連携を促進するた大学間の連携について、地域別・分野別のコンソーシア

(検討すべき課題)

・各大学が、それぞれの地域·分野等の状況を踏まえ、進する方策■公私立の設置形態を超えた大学間連携を一層促

機能別の連携を一層進められるようにするための枠

教育プログラムの推進 大学間連携による地域の人材育成需要に対応した

組み。

持つ者が、地域で継続的に学修できる機会の提供にもに教育プログラムを整備し、幅広い年齢・背景を地域の大学群が、地域の産業界や公的セクターとと

向けた取組。

3.教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化に

ついて

討する必要があるとしている。いて、これまでの成果を踏まえながら、さらに具体的に検教育研究機能の充実のための組織・経営の基盤強化につ

(検討すべき課題)

- 法人としてのガバナンスを強化していくための具体) 国公私立のそれぞれの設置形態において、大学・
- 的セクター等との連携。 国公私立を超えた大学間連携、地域の産業界や公

的検討。

- プログラムのような大学教育を通じた研修。 間連携による研修支援や、大学院の課程や履修証明一層の向上。そのための大学を支援する団体、大学 組織基盤の強化に向けた大学職員の専門的資質の
- 域別・分野別の設置認可の動向や、人口当たり学生・国は、各大学の自主的・自律的な取組を支援し、地○ 大学の主体的判断を促す情報提供の仕組みの整備。

活用。

活用。

大学を支援する団体が、大学の教学・組織・経営にの情報提供のための仕組みを整備。
の情報提供のための仕組みを整備。

ための支援体制の整備 の方向性を早期に判断できるよう支援。また、その 野・機能に関し、 自律的な機能別分化を通じて、それぞれの有する分 ンディング。 の多様性を踏まえつつ、 通じた財政基盤の確立。 通じた教育改革の支援、 各大学への経営相談等を充実。各大学が、 公財政に関し、 自立・発展、 ①基盤的経費、 機能別分化に対応したファ また、大学の規模・分野等 ③学生への経済的支援、 連携・共同、 ②国公私立大学を 自主的 撤退等